

新潟県における 「環境と調和した持続可能な農業」 の取組について

新潟県農林水産部農産園芸課

1 はじめに

新潟県では、食品等の安全性や消費者の信頼を確保するため、「にいがた食の安全・安心条例」（平成 17 年条例第 81 号）に基づく基本計画により、関係者の取組が進められています。

また、貴重な生態系の保全や地球温暖化対策、資源循環の地域社会づくりをすすめるため、環境と調和した持続可能な農業を推進しています。

2 取組の内容

（1）稲わら等の有効活用

新潟県では稲作が盛んに行われており、耕地面積の 8 割（農林業センサス令和 2 年：耕地面積 169,000ha、うち田 150,100ha）以上が水田です。稲を栽培することで、毎年稲わらが発生し、その 9 割以上が水田にすき込まれて土づくりに活用されています。高品質・良食味の新潟米の安定生産には、稲わらのすき込みによる継続的な土づくりが欠かせない取組となっています。

近年、県内において稲わらの焼却はほとんど見られなくなりましたが、残念ながらごく一部で稲わらが焼却され、苦情が寄せられることもあります。このため、市町村や関係機関と協力して、ラジオやチラシによる焼却防止の呼びかけを毎年行っています。

また、稲わらや籾殻などを活用した堆肥の施用による土づくりも進めています。堆肥の利用促進に向け、稲作農家等が利用しやすいように、堆肥の種類や供給体制の有無等を HP で情報発信し、堆肥を利用したい農業者と堆肥センターとの結びつきを進めています。



稲わら等の焼却の防止を呼びかけるチラシ

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	過去 10 年平均
すき込み率	93.9	93.9	94.0	94.4	93.9

表 1 水田への稲わらのすき込み面積率の推移（％）

（２）新潟県特別栽培農産物認証制度の取組

当制度は、安全・安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、本県の実情に適合した特別栽培農産物の基準を定め、当該基準に適合した県産農産物について県が認証するもので、平成 10 年から運営しています。

認証された農産物には、他の農産物と明確に区分するため、全ての認証農産物に「表示票」による表示を、不特定多数の消費者に販売する場合は、表示票による表示と併せて「認証マーク」による表示をしております。

取組面積は近年減少傾向にありますが、県の認証制度がきっかけとなり、市町村や農業協同組合毎に設定した基準に基づく様々な環境に配慮した取組が広がっています。

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数

回	回
・一般的な栽培	・県認証基準
回以下	回以下

化学肥料（窒素成分）の使用量

kg/10a	kg/10a
・一般的な栽培	・県認証基準
kg以下/10a	kg以下/10a

栽培責任者 ○○○○ 新潟県○○市
住所
連絡先 Tel. □-□-□

確認責任者 △△△△ 新潟県○○市
住所
連絡先 Tel. □-□-□

県認証番号 ××××

（農薬等資材使用状況）
<http://www.niigata-ninshou.jp/>
（県ホームページ）
又は
（独自ホームページ）
<http://www.>



表示票（例）と認証マーク

年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
認証面積	15,617ha	11,548ha	14,915ha	10,867ha	10,034ha

表 2 新潟県特別栽培農産物認証制度の取組面積の推移

（３）環境保全型農業直接支払交付金の取組

令和 2 年度は、県内 30 市町村中 26 市町村で取り組まれ、取組面積は 4,034ha となっています。

当交付金では、全国共通の取組メニューに加え、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、特有の環境保全に効果の高い取組として「地域特認取組」メニューを追加設定することができ、本県では生物多様性保全を目的にした、冬期間に水田に水を張る取組（冬期湛水管理）や、水稻の本田内に栽培期間中を通じて湛水することができる溝（江の設置）の取組等を設定し、生物多様性の保全に貢献しています。

また、特徴的な取組として、県の北西に位置する佐渡島（佐渡市）においては、朱鷺の餌場確保と生物多様性の米づくりを目的とした「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、佐

渡産コシヒカリのブランド化等に取り組んでいます。これは、化学農薬や化学肥料を削減することと合わせて、冬期湛水管理や江の設置等を行う「生きものを育む農法」に取り組み、さらに生きものの実地を実施した田んぼで生産されたお米を、市が認証する仕組みです。

（４）有機栽培の取組

有機 JAS ほ場の取組面積は全国で 12,027ha であり、新潟県では水田を中心に 332ha で取り組まれています。（農林水産省（県別有機 JAS ほ場の面積（令和 2 年 4 月 1 日現在）（速報版）））

有機栽培は、環境への負荷低減に加え、健康志向の消費者ニーズに応え得る農法ではありますが、除草や病虫害防除など栽培技術確立が十分でないことから、一部の先進的な篤農家による取組にとどまっているのが現状です。

このため、本県では取組面積の拡大に向け、平成 23 年度に「コシヒカリ BL における有機栽培の手引き」（平成 23 年度新潟県農林水産業研究成果）を、令和 2 年度には、「コシヒカリ BL における有機 JAS 認証取得栽培のポイント」を作成すると共に、有機農業導入研修会を開催し、有機農業に取り組む農業者の確保・育成を進めているところです。

3 課題と対応

化学農薬や化学肥料に頼らない栽培は、一般的な栽培に比べて品質や収量が安定しないことが課題となっています。化学農薬は、農産物を効率的・安定的に生産していく上で効果が高く、経営的なメリットが大きいものですが、一方で農薬を散布する農業者への健康へのリスクや、農産物に有益な虫等にも影響する可能性があります。また、同じ化学農薬を使い続けることによる効果の低下（薬剤の抵抗性）が生ずる懸念もあるため、化学農薬だけに頼らない、総合的な防除（総合的病害虫・雑草管理。以下、IPM）が重要です。

このため、新潟県では、農業生産の安定と環境負荷低減の両立を目指す技術的な基盤を整えるため、水稻、大豆、いちご、なしの 4 品目において IPM 実践指標を作成しております。今後も、様々な実証試験等を積み重ねながら IPM の内容・品目を充実させ、誰もが取り組みやすい栽培技術の確立を目指します。

4 最後に

農林水産省において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、生産者、団体、企業等幅広い関係者との意見交換及びパブリックコメントでの意見等を踏まえ、「みどりの食料システム戦

略」（令和 3 年 5 月農林水産省）が策定されました。そこには、2050 年までに目指す姿として、「農林水産業の CO2 ゼロエミッション化」、「化学農薬の使用量（リスク換算）を 50%低減」、「輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を 30%低減」、「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大」等の目標が示されました。

今後、有機農業の拡大や化学農薬・化学肥料の使用量の低減に向け、多くの農業者にとって取り組みやすい栽培技術の確立とその普及を進めるだけでなく、生物多様性に配慮した取組や有機物の循環利用など農業の自然循環機能の増進にも配慮しながら、「環境と調和した持続可能な農業」に多くの農業者が取り組めるよう、様々な取組を進めていきたいと考えています。

【参考】

以下のホームページも御参照ください。

◎新潟県HP（稲わら等の有効活用関係）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chikusan/20191118taihikyokuyuu.html>



◎JA越後ながおかHP（新潟県特別栽培農産物認証制度の取組関係）

<https://www.ja-echigo.or.jp/contents/echigo/crops/crops-history.htm>



◎津南町HP（新潟県特別栽培農産物認証制度の取組関係）

<https://www.town.tsunan.niigata.jp/soshiki/nourin/ninteimai.html>



◎佐渡市HP（環境保全型農業直接支払交付金の取組関係）

<https://www.city.sado.niigata.jp/site/sato/1165.html>

